

第 1 章 名称と事務所

- 第 1 条 本会は、藤沢市立秋葉台小学校保護者と教職員の会（PTA）
といい、事務所を藤沢市立秋葉台小学校におく。

第 2 章 目的

- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力し合い、家庭、学校、社会に
おける子供達の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方針

- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 第 4 条 子供達の教育や福祉のため活動する他の団体や機関と協力
して活動する事ができる。
- 第 5 条 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする
ようなことは行わない。
- 第 6 条 学校の管理や運営、人事に干渉しない。

第 4 章 会員

- 第 7 条 本会の会員は次の通りである。
・学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者
・学校に勤務する校長および教職員
- 第 8 条 本会の会費は一世帯 2, 0 0 0 円（年間）の会費を納めるも
のとする。
- 第 9 条 会員は、本会の目的と方針に従い、会員相互の支え合いによ
る主体的なボランティアとして活動する。

第5章 経理

第10条 本会の経費は、会費およびその他の収入による。

第11条 本会の経費は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告される。

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 役員

第13条 本会の役員は次の通りとする。

- ・会長 1名（保護者）
- ・副会長 1名（保護者）
- ・書記 2～3名（保護者1～2・教職員1）
- ・会計 3名（保護者2・教職員1）
- ・総務 3名（保護者2・教職員1）

第14条 各役員の任期は1年とする。ただし再任できる。

第15条 役員は副会長で選出し、総会において決定される。

第7章 会計監査委員

第16条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第17条 会計監査委員は副会長で選出し、総会において決定される。

第8章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。なお、議案は規約改正を除き、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第19条 総会の定足数は、構成員の5分の1とする。ただし委任状を認める。

第9章 不測事態時の運用

第20条 規約通りの活動や本会の運用が世情等を勘案した時に執行出来ないと本部役員又は学校側が判断した場合、本部役員と学校側で協議し、双方合意した内容をもって活動内容や規約全般について流動的に運用出来るものとする。なお、本条項適用や変更内容の承認については総会等の決議は要せず、本部学校双方の合意をもって施行し、会員各位には本条項を適用した運用を行う旨報告するものとする。

第10章 改正

第21条 本規約は総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。なお、改正案は総会の少なくとも2週間前に会員に知らせておかなければならない。

第11章 細則

第22条 本会の運営について必要な細則の制定改廃はこの規約に反しない限りにおいて本部で行うことができる。細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告する。

制 定	昭和35年	5月21日
一部改正	昭和55年	5月 7日
一部改正	昭和57年	5月17日
一部改正	昭和58年	3月
一部改正	平成 3年	3月13日
一部改正	平成 6年	3月 9日
一部改正	平成 9年	3月 7日
一部改正	平成21年	3月11日
一部改正	平成22年	3月11日
一部改正	平成24年	3月 8日
一部改正	平成26年	3月 6日
一部改正	平成27年	3月 5日
一部改正	平成28年	3月 3日
一部改正	令和 3年	6月30日
一部改正	令和 6年	3月 1日
一部改定	令和 6年	5月30日

藤沢市立秋葉台小学校 PTA 規約 細則

第 1 章 会計

- 第 1 条 会員は規約第 4 章第 8 条に基づき、会費を年 1 回納入する。
- ・ 6 月に現金徴収とする。
 - ・ 兄弟が在籍している世帯は、上級生から回収する。
 - ・ 転入、転出の場合、月割り分を納入、返金する。(月額 200 円とし、8 月と 3 月を除いた 10 ヶ月計算とする。)

第 2 章 役員・会計監査委員の選出および就任

- 第 2 条 役員、会計監査委員の選出および就任は次の通り行われる。
1. 役員並びに会計監査委員候補者は、各学年の保護者より選出する。なお、教員の委員の選出は学校に一任する。
 2. 副会長は各役員並びに会計監査委員の候補者に対し定数の候補者を挙げる。
 3. 副会長は総会の 10 日前までに候補者の同意を得てその氏名を公表しなければならない。
 4. 役員候補者の追加は 3 月総会の際、会員の席からなす事ができる。ただしその時も候補者の同意を得なければならない。
 5. 副会長は候補者を 3 月総会で報告する。
 6. 役員並びに会計監査委員の候補者は、総会の決議を経て決定され、即時就任する。
 7. 副会長は、役員候補者の選出にあたって、会員に呼びかけることも出来る。

- 第 3 条 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

- 第 4 条 本部役員、正副委員長及び委員経験者は、ポイント管理名簿に準ずる。

第 3 章 役員の仕事

- 第 5 条 役員の仕事は次の通りとする。

- ・会長
会長は本会を代表し、会務を総括する。総会の招集を行う。
- ・副会長
会長を補佐し、会長不在の時は代理を務め、会長が欠けた時は、その職務の一部を行う。
- ・書記
総会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。会長の指示に従って、この会の事務を行う。
- ・会計
総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。5月総会において、会計監査を経た決算報告をする。
- ・総務
保護者のボランティア活動をサポートするための連絡窓口となり、活動の取りまとめを行う。

第4章 総会

- 第6条 毎年次の総会を開く。
- 3月総会・新役員の指名、決定
 - 5月総会・会計監査を経た年度決算報告の承認
 - ・年度事業報告の承認
 - ・会員の移動並びに年間計画と年度予算の審議、承認

第5章 顧問および相談役

- 第7条 本会に、顧問および相談役をおくことが出来る。

第6章 改正

- 第8条 本細則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事が出来る。